

安八町告示第79号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成29年11月7日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

平成30年 1月 5日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 山中美恵子

記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

平成29年11月 7日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は安八町長に対し、平成28年10月14日に実施された大垣土木事務所職員と町職員との計14名での懇親会の宴会費用として食糧費から199,792円支出したが1名につき5,000円を超える食糧費からの宴会支出については、社会通念上著しく妥当性を欠き違法若しくは不当である為、199,792円より70,000円（上限5,000円の14名分）差し引いた129,792円返還させる為に必要な措置を講ずるように勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

- ① 平成28年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
- ② 平成28年度 証拠書類添付台紙

- ③ 平成29年 8月 1日付け、情報公開請求書
- ④ 平成29年 8月14日付け、情報公開決定期間延長通知書
- ⑤ 平成29年 9月 7日付け、情報公開請求書に係る補正について
- ⑥ 平成29年 9月12日付け、補正書
- ⑦ 平成29年 9月21日付け、情報公開決定通知書

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成29年11月16日に清伸二監査委員並びに山中美恵子監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件に係る判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、請求の趣旨にて、平成28年10月14日に実施された大垣土木事務所職員と町職員との計14名での懇親会の宴会費用として食糧費から199,792円支出したが1名につき5,000円を超える食糧費からの宴会支出については、社会通念上著しく妥当性を欠き違法若しくは不当である為、199,792円より70,000円(上限5,000円の14名分)差し引いた129,792円返還させる為に必要な措置を講ずるように勧告することを主張している。

[請求の趣旨について]

平成28年10月14日に実施された大垣土木事務所職員と町職員との計14名での懇親会の宴会費用として、食糧費から199,792円支出した。

しかし、食糧費から1名につき5,000円を超える金額の支出は、社会通念上著しく妥当性を欠くものと考えられる。

よって199,792円より70,000円(上限5,000円の14名分)を差し引いた129,792円を返還させる為に必要な措置を講ずるように勧告する主張について、住民監査請求の要件を満たしていると判断したことから監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成29年11月29日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は概ね次のような趣旨の陳述をした。

- (1) 請求人は、平成29年11月14日、大垣土木事務所へ出向き、本請求に係る宴会について内容を確認した。
- (2) 計14名の出席者について、大垣土木事務所側は7名の出席者であり、残りは町長、副町長（当時は参事）を含む安八町側の7名であった。
- (3) 明細書中、入金済35,000円については、大垣土木事務所側が1人当たり5,000円ずつ支払ったものであった。
- (4) この宴会にコンパニオンがいたかどうかという質問に対しては、「コンパニオンかどうかは確認していないため断定はできないが、給仕接待していた女性が3～4名入っていた。」と証言していた。あと、酒の量を伺ったところ、「初めて請求の明細を見た。正直、こんなに多かったのかと驚いている。」と言っていた。
- (5) 1本5,184円のワインが出ており、更に1本10,800円もする高級ワインが3本、計4本と明細書には出ているが、「こんなにワインを飲んだのか。」という質問に対しては「記憶にない。」とのことであった。果たして、10,800円もするワインが3本も振る舞われたことに対して「記憶にない。」ということがありえるのか。本当に記憶にないのか、若しくは実際にはワインが4本も出ていなかったのではないかという疑いが生じてきた。
- (6) 以上のことから、3名のコンパニオン代を10,800円のワイン代3本で請求明細書に計上してもらい食糧費の支出命令をした疑いがあるということである。

2 監査対象事項等

(1) 監査対象事項

法第242条の要件に係る判断により、本請求に係る公金の支出が違法・不当に当たるかどうかを監査対象とした。

(2) 監査対象課

建設課を監査対象課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

監査対象事項について、関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成28年10月3日付 事務連絡（文書）『安八町大垣土木事務所長要望及び懇親会の開催について』にて案内した。
- (2) 安八町と大垣土木事務所との要望会議後の懇親会は、平成28年10月14日、四季料亭 助六で開催され、双方7人ずつ、計14人が出席した。
- (3) 懇親会の参加費として、大垣土木事務所側の出席者7人から5,000円／人を徴収した。
- (4) 懇親会の請求書額面は、計234,792円であり、大垣土木事務所側の出席者7人から5,000円／人を徴収した合計金額 計35,000円を差し引いた199,792円を安八町が支払うこととした。
- (5) 安八町が支払うこととした199,792円は、平成28年11月16日に一般会計（食糧費）から支払われた。
- (6) 安八町食糧費取扱基準（平成29年10月1日施行）を根拠として、平成29年4月1日まで遡り、食糧費の支出を見直した。
- (7) 平成29年11月9日、一般会計から支出した食事代（平成28年度大垣土木事務所要望会議の折）199,792円を出席者で一般会計へ補填した。
同日、これをもって、平成28年度大垣土木事務所要望会議懇親会に係る支出命令を取り消した。

最終的に今回の件については、住民監査請求のとおり不適切な公金の支出がされていたことを認める。今後は、食糧費の取扱基準（平成29年10月1日施行）を遵守して適正な支出に努めていくことを確認した。

第6 判断に当たっての関係法令等について

- (1) 国家公務員倫理法第6条

国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置として、贈与等の報告が規定されている。

- (2) 地方自治法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない旨が規定されている。

(3) 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

(4) 平成14年(行ウ)第8号 損害賠償請求事件(裁判例) [大津地方裁判所]

平成9年から同13年までに開催された新旧学区自治連合会長との懇談会における食糧費の支出が違法であるとして、地方自治法(平成14年法律第4号による改正前)242条の2第1項第4号に基づき、市長個人、住民自治課長個人及び自治振興課長個人に対してされた損害賠償請求が一部認容された事例。

第7 監査の結果

本請求について、次のように決定した。

本請求において請求人は、「食糧費は行政事務執行上の必要性から費消される経費であるが、その用途から住民から過大又は不必要との疑義が持たれないよう節度ある執行をすべきである。安易に従来の例によることなく、真に必要な場合に限って執行することとするほか、その執行内容については、人数の制限などによって経費の削減を図り、必要最小限のものにとどめることとし、社会常識上の節度を逸脱することのないように努めなければならない。「社会通念上妥当と認められるもの」の範囲を明確にすることは容易ではないが、国家公務員倫理法第6条において、「事業者等から金銭、物品その他の財産上の利益供与若しくは供応接待を受けたとき(中略)(当該贈与等により受けた利益の価額が1件につき5千円を超える場合に限る)は、(中略)贈与等報告書を各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない」とし、かつ「贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書(中略)の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。」と規定していることから、国家公務員に対する5千円を超える利益供与、供応接待については、妥当性を欠くおそれが高いと考えていることがうかがえる。地方公務員も同様に考えるべきである。従って、平成28年10月14日の大垣土木事務所との計14名での懇親会は、食糧費より199,792円支出しており、1人あたり約14,270円の宴会支出であり社会通念上の節度を著しく逸脱しており違法若しくは不当であると言わざるをえないものである」と主張している。

そのうえで、請求人は、「平成28年10月14日に実施された県職員である大垣土木事務所と町職員との計14名での懇親会の宴会費用として食糧費から199,792円支出したが、1名につき5,000円を超える食糧費からの宴会支出については、社会通念上著しく妥当性を欠き違法若しくは不当であるため、199,792円より70,000円(上限5,000円の14名分)差し引いた129,792円返還させるために必要な措置を講ずるように勧告すること」を求めている。

しかしながら、本件では、既に平成29年11月9日の時点で、一般会計から支出した食事代(平成28年度大垣土木事務所要望会議の折)199,792円を出席者で一般会計へ補填し、かつ、同日にこれをもって、平成28年度大垣土木事務所要望会議懇親会の支出命令の取り消しがなされている。

以上のことから、本請求で請求人が主張している請求内容については、違法若しくは不当な公金の支出が監査実施日(平成29年12月6日)において存在しない。

よって、安八町が損害を被ったとは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

第7 監査の結論

請求人の請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

接遇に伴う食糧費の支出は、行政事務及び事業との会合の関連性、接遇の必要性、接遇の相手方の身分、地位及び出席人数、接遇の場所、内容及び費用等から総合的に判断する必要がある。

また、「予算化されているので大丈夫」、「これまでも同様の支出が行われていたから」は通用しない。

今後は、安八町食糧費取扱基準に基づき、食糧費の適正な執行に努めていくべきである。

最後に、行政が実施する事業は、町民の負担する税金で賄われていることに鑑み、特定の者に便宜を図っている、またその行為によって安八町が損害を被っている等の疑念や不審感を抱かれることのないよう透明性を確保するとともに、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応すべきである。